

自転車通学規程

令和4年4月8日
尾道市立長江中学校

1 自転車通学許可者

許可者

学校選択等により本校の校区外より通学（H28年度入学生以降は半径2kmの円の外側に在住）をし、徒歩・保護者の送迎及び公共交通機関等での通学が不可能であり、学校まで自転車通学をせざるを得ない場合、別紙「自転車通学許可願及び副申書」を提出し、許可を得られた者。

2 通学上の注意

自転車

- (1) 通学に使用する自転車は、安全性・経済性を考慮してよく整備〈ブレーキやライト、荷台（後方）、荷ひも、反射鏡、鍵、氏名、ベル等〉され、華美でないもの。
- (2) ドロップハンドル等著しく変形したハンドル、横かご、ミニサイクル・マウンテンバイク等、その他操作が難しく、危険なものでないこと。
- (3) 防犯登録をした自転車であること。

通学路

- (1) 許可願を提出した経路。
 - (2) 交通量の多い道路（国道2号線等）・危険な道路（細い道路等）は避けること。（経路の変更もありうる。）
- ※ 高須、東尾道、山波地区国道2号線経路は不可。

交通マナー

- (1) 安全のためのルール。左側1列走行、信号を守る、2人乗りをしない、スピードを出し過ぎない等を厳守すること。
- (2) ヘルメットを必ず着用すること。ヘルメットの着用効果を上げるためにも、あごひもは必ず留めること。
- (3) ふらつき防止のため荷ひもを使用し、荷台にカバンを固定すること。サブバック等固定が難しい場合はかごに入れても良いが、肩に斜めにかけての乗車は大変危険であるため禁止とする。
- (4) 雨天時に乗るときは、カッパを使用すること。（雨天時の傘の使用は大変危険なため、道路交通法一部改正により片手運転の禁止。）
- (5) 許可された通学路を通ること。
許可された通学路以外の事故は、日本スポーツ振興センターの適応が受けられない場合がある。校門前の横断は降車し横断歩道を渡ること。
- (6) 指定された自転車置き場に駐車し、必ず施錠すること。

3 自転車通学規定及び学校の指導を守らない場合

「いのち」にかかわるため、違反の場合、学校で自転車を預かる。

1回目の違反→3日間	2回目の違反→7日間	3回目の違反→許可取り消し
------------	------------	---------------

4 盗難防止のために

自転車には必ず氏名を書き、施錠すること。
防犯登録をし、自転車の後ろには学校の『鑑札』を貼ること。

5 交通事故等への対応について

万一の場合に備えてできるだけ任意保険への加入すること。

6 許可の期間及び規定の見直し、変更等について

- (1) 許可期間は1年間とし年度始めに更新するものとする。
安全の確保の観点からこの通学規定は適宜見直し改訂するものとする。